

○厚生労働省令第四十号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び

経過措置に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備等（第一条―第三十二条）

第二章 経過措置（第三十三条・第三十四条）

附則

第一章 関係省令の整備等

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の十七」を「第六条の二十一」に、「特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費」を「及び特例訓練等給付費」に改め、「サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、」を削り、「第三十二条の二」を「第三十三条」に、「第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者（第三十四条の七―第三十四条の二十八）」を「第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者（第三十四条の七―第三十四条の二十八）」を

第五款 業務管理体制の整備

「ス事業者及び指定障害者支援施設（第三十四条の七―第三十四条の二十六）等に（第三十四条の二十七―第三十四条の三十）」

第二節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第三十五条―第六十五条）
第三節 補装具費の支給（第六十五条の三―第六十五条の九）

「第二節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画

第一款 地域相談支援給付決定等（第三十四条の三十一―第三十四条の五十）

第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計

劃の二）
第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第三十四条の五十七―第

を
第四款 業務管理体制の整備等（第三十四条の六十一―第三十四条の六十四）

第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第三十五条

第四節 補装具費の支給（第六十五条の三―第六十五条の九）

第五節 高額障害福祉サービス等給付費（第六十五条の九の二）

相談支援給付費の支給

画相談支援給付費の支給（第三十四条の五十一―第三十四条の五十六）

三十四条の六十）

に、「第五章 雑則（第六十九

―第六十五条の二）

」

条―第七十一条）を

「第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務（第六十八条の四第六章 雑則（第六十九条―第七十二条）

）に改める。

」

第一条の二中「及び就労移行支援」を「就労移行支援及び第六条の十第二号の就労継続支援B型」に

改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第九項」に改める。

第六条の三の見出し中「第五条第十項」を「第五条第九項」に改め、同条中「第五条第十項」を「第五条第九項」に改め、「児童デイサービス」を削る。

第六条の四（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第九項」に改める。

第六条の五の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同条第二号中「又は就労移行支援」を「就労移行支援又は第六条の十第二号の就労継続支援B型」に改める。

第六条の六（見出しを含む。）及び第六条の七（見出しを含む。）中「第五条第十四項」を「第五条第

十三項」に改める。

第六条の八（見出しを含む。）及び第六条の九（見出しを含む。）中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

第六条の十一の見出し中「第五条第十八項第一号」を「第五条第十八項」に改め、同条中「第五条第十八項第一号」を「第五条第十八項」に改め、「、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」を削る。

第六条の十七（見出しを含む。）中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改め、第二章中同条を第六条の二十一とする。

第六条の十六（見出しを含む。）中「第五条第二十項」を「第五条第二十四項」に改め、同条を第六条の二十とし、第六条の十五を第六条の十九とし、第六条の十四を第六条の十八とし、第六条の十三を第六条の十七とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第六条の十六 法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。

- 一 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者 一月間
- 二 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも前号に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの 一月間
 - イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

ハ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

三 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者（いずれも前二号に掲げる者を除く。）又は地域移行支援を利用する者（第一号に掲げる者を除く。） 六月間

四 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者（第一号に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。） 一年間

第六条の十二の見出し中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十一項」に改め、同条中「第五条第十八項第二号に規定する」を「第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画に係る同項に規定する」に、「同号の依頼をした支給決定障害者等（同号に規定する支給決定障害者等をいう。」を「支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十二項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に、「当該支給決定障害者等」を「当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者」に改め、「障害福祉サービス」の下に「又は地域相談支援」を加え、同条を第六条の十五第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画案（以下「サービス等利用計画案」という。）に係る同項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

第六条の十一の次に次の三条を加える。

（法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十二 法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。

（法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状況）

第六条の十三 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

（法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第六条の十四 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とする。

「第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービスの支給」を「第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」に改める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「同じ。」の下に「及び地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。第三十四条の三十一第一項第二号、第三十四条の三十五第二号及び第

三十四条の四十四第二号において同じ。」を加え、同項第四号中「第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改め、同条第二項第一号中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同項第二号中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改め、同条第三項中「支給決定障害者等」の下に「（法第八条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）」を加える。

第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

第十二条第四号中「第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園

施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二条の二 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者又は障害児の保護者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続）

第十二条の三 市町村は、法第二十二条第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し通知するものとする。

一 法第二十二条第四項の規定に基づき支給要否決定を行うに当たって当該サービス等利用計画案を提

出する必要がある旨

二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

(法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二條の四 法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十二條第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次條に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案)

第十二條の五 法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

第十三條 (見出しを含む。) 中「第二十二條第四項」を「第二十二條第七項」に改める。

第十四條の見出し及び同條各号列記以外の部分中「第二十二條第五項」を「第二十二條第八項」に改め、同條第四号中「第二十二條第四項」を「第二十二條第七項」に改める。

第十五條第一項第一号中「、児童デイサービス」を削る。

第十七条第四号中「第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改める。

第十九条第二項中「通知について」の下に、「第十二条の二及び第十二条の三の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第四項のサービス等利用計画案の提出について、第十二条の四及び第十二条の五の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第五項のサービス等利用計画案の提出について」を加え、「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に、「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改める。

第二十五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十六条の二（見出しを含む。）中「第十七条第一項第二号イ」を「第十七条第二号イ」に改める。

第二十七条の見出し中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「同項第四号」を「同条第四

号」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者)

第三十一条の二 令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者は、同号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同号ニに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第三十二条第一号中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改める。

「第三款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給」を「第三款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給」に改める。

第三十二条の二から第三十二条の五まで及び第三十四条を削る。

第三十四条の二第一号中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条第二号中「第二

十一條の二」を「第二十條」に、「第十七條第一項第四号」を「第十七條第四号」に改め、同條を第三十四條とする。

第三十四條の二の二（見出しを含む。）中「第二十一條の二」を「第二十條」に改め、同條を第三十四條の二とする。

第三十四條の三第一項第三号及び第二項第一号中「第十七條第一項第四号」を「第十七條第四号」に改め、同項第三号中「第二十一條の三第一項第一号」を「第二十一條第一項第一号」に改め、同項第四号中「第二十一條の二」を「第二十條」に改める。

「第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者」を「第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設」に改める。

第三十四條の七第一項第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同項第六号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号の次に次の二号を加える。

十二 法第三十六條第三項各号に該当しないことを誓約する書面（次條を除き、以下この節において「

誓約書」という。)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の七第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の二項を加える。

3 法第四十一条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害

福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）

に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄

する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又

は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項

を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出し

ている第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記

載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の八の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第六号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 法第三十六条第三項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の八に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）について

は、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の九の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の九に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十を次のように改める。

第三十四条の十 削除

第三十四条の十一の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第六号中「含む。」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十一に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りで

ない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十二の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十二に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定

の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十三の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七

号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十三に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出し

ている第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十四の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十四に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く

。) については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十五の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十五に次の二項を加える。

- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十六の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日

、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十六に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十七の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十七に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の変更を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項

を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十八の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十八に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の変更を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の

記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十九の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十九に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限

りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の二十の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について準用する。

第三十四条の二十一を削り、第三十四条の二十の二を第三十四条の二十一とし、第三十四条の二十の次に次の三条を加える。

（法第三十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるもの）

第三十四条の二十の二 法第三十六条第三項第六号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十

九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第五十一条の三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者等（法第四十二条第一項に規定する指定事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者等が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 前項の規定は、法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

（法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等）

第三十四条の二十の三 法第三十六条第三項第七号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十条九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

2 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

3 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 4 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。

二 法第二十九条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十一条の十七第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。

三 次のイからチまでに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める障害福祉サービスを行っていた者、へに定める障害者支援施設を設置していた者又はト若しくはチに定める地域相談支援若しくは計画相談支援を行っていた者であること。

イ 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。以下このイにおいて同じ。）に係る指定の申請者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下この号において「指定障害福祉サービス」という。）に該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ロ 障害福祉サービス（生活介護（法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。）及び短期入所に限る。以下このロにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ハ 重度障害者等包括支援に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する重度障害者等包括

支援

ニ 障害福祉サービス（共同生活介護及び共同生活援助に限る。以下このニにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ホ 障害福祉サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ヘ 障害者支援施設に係る指定の申請者 指定障害者支援施設

ト 地域相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）

チ 計画相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）

（聴聞決定予定日の通知）

第三十四条の二十の四 法第三十六条第三項第九号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十条九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第一項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十四条の二十二第一号及び第二号中「及び第十号」を「第十号及び第十五号」に改める。

第三十四条の二十三第一項各号列記以外の部分中「、第三十四条の十第四号」を削り、同項第一号中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十三号」に改め、同項第二号中「第三十四条の八第一号」を「第三十四条の八第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同項第三号中「第三十四条の九第一号」を「第三十四条の九第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第三十四条の十一第一号」を「第三十四条の十一第

一項第一号」に、「及び第十四号」を「、第十四号及び第十六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第三十四条の十二第一号」を「第三十四条の十二第一項第一号」に、「及び第十四号」を「、第十四号及び第十六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十四条の十三第一号」を「第三十四条の十三第一項第一号」に、「及び第十二号から第十四号まで」を「、第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十四条の十四第一号」を「第三十四条の十四第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第三十四条の十五第一号」を「第三十四条の十五第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第三十四条の十六第一号」を「第三十四条の十六第一項第一号」に、「及び第十二号から第十四号まで」を「、第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第三十四条の十七第一号」を「第三十四条の十七第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第三十四条の十八第一号」を「第三十四条の十八第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号

中「第三十四条の十九第一号」を「第三十四条の十九第一項第一号」に、「及び第十二号から第十四号まで」を「、第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同号を同項第十二号とし、同条第二項中「第十一号」を「第十号」に、「第十三号」を「第十二号」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「休止し、又は再開したときは」を「又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに」に改め、同項第一号中「廃止、休止又は再開した」を「廃止し、又は休止しようとする」に改め、同項第二号中「廃止又は休止した場合にあつては、その」を「廃止し、又は休止しようとする」に改め、同項第三号中「廃止又は休止した場合にあつては、」を削り、「受けていた」を「受けている」に改め、同項第四号中「休止した」を「休止しようとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定障害福祉サービス事業者は、休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の二十四第一項第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同項第六号

中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同項第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十六 誓約書

十七 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の二十四第二項を次のように改める。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

第三十四条の二十四に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の二十五中「前条」を「第三十四条の二十四」に、「及び第十一号」を「第十一号及び第十七号」に改める。

第三十四条の二十六中「及び第十三号から第十五号まで」を「第十三号から第十五号まで及び第十七号」に改める。

第三十四条の二十七及び第三十四条の二十八を削る。

第二章第一節に次の一款を加える。

第五款 業務管理体制の整備等

(法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十七 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区

分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所及び施設の数が一以上二十未満の指定事業者等（のぞみの園（法第五条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）の設置者を除く。以下この条において同じ。）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

- 三 指定を受けている事業所及び施設の数が百以上の指定事業者等並びにのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限り。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限り。）

2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

3 指定事業者等は、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

（都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣によ

る通知)

第三十四条の二十九 法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。
い。

(法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣による通知)

第三十四条の三十 厚生労働大臣は、指定事業者等が法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。

第六十五条の八中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談

支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付決定等

(地域相談支援給付決定の申請)

第三十四条の三十一 法第五十一条の六第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害者に関する介護給付費等及び地域相談支援給付費等の受給の状況

三 当該申請に係る地域相談支援の具体的内容

四 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

2 当該申請を行う障害者が現に地域相談支援給付決定を受けている場合には、前項の申請書に当該地域相談支援給付決定に係る地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下同じ。）を添付しなければならない。

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の三十二 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第二号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況

二 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第三十四条の三十三 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十

七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

二 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第三十四条の三十四 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省

令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

（法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の三十五 法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
 - 二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況
 - 三 当該申請に係る障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前号に係るものを除く。）の利用の状況
 - 四 当該申請に係る障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容
 - 五 当該申請に係る障害者の置かれている環境
 - 六 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況
- （法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十四条の三十六 法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者が法第五

十一條の六第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八條第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八條の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続）

第三十四條の三十七 市町村は、法第五十一條の七第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第五十一條の六第一項の申請に係る障害者に対し通知するものとする。

一 法第五十一條の七第四項の規定に基づき、給付要否決定を行うに当たって当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨

二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

（法第五十一條の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十四條の三十八 法第五十一條の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第五十一條の六第一項の申請に係る障害者が次條に規定するサ

サービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

（法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案）

第三十四条の三十九 法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は

、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

（法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第三十四条の四十 法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

（法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の四十一 法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げ

る事項とする。

一 地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地及び生年月日

二 交付の年月日及び地域相談支援受給者証番号

三 地域相談支援給付量（法第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。第三十四条

の四十三において同じ。）

四 地域相談支援給付決定の有効期間（法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。以下同じ。）

五 その他必要な事項

（法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間）

第三十四条の四十二 法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間は、地域相談支援給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる地域相談支援の種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 地域移行支援 一月間から六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二 地域定着支援 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

2 地域相談支援給付決定を行った日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を地域相談支援給付決定の有効期間とする。

（法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の四十三 法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、地域相談支援給

付量とする。

（地域相談支援給付決定の変更の申請）

第三十四条の四十四 法第五十一条の九第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の申請をしよ
うとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しな
ければならない。

- 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況
- 三 当該申請に係る地域相談支援の具体的内容
- 四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
- 五 その他必要な事項

（地域相談支援給付決定の変更の決定により地域相談支援受給者証の提出を求める場合の手続）

第三十四条の四十五 市町村は、法第五十一条の九第二項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の
決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定障害者に通知し、地域

相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第五十一条の九第二項の規定により地域相談支援給付決定の変更の決定を行った旨

二 地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨

三 地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(準用)

第三十四条の四十六 第八条及び第九条の規定は、法第五十一条の九第三項において準用する法第二十条第二項の調査について準用する。この場合において、第八条第一号中「第二十条第一項」とあるのは、「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。

2 第十条の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第二十条第三項の調査について、第三十条の三十六の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第四項のサービス等

利用計画案の提出について、第三十四条の三十八及び第三十四条の三十九の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第五項のサービス等利用計画案の提出について、第三十四条の四十の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第七項の地域相談支援給付量について、第三十四条の四十一（第三号に限る。）の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第八項の地域相談支援受給者証の交付について準用する。

（令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の四十七 令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項は、第三十四条の三十一第一号に掲げる事項とする。

（申請内容の変更の届出）

第三十四条の四十八 令第二十六条の七の規定に基づき申請内容の変更の届出をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に地域相談支援受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容

三 その他必要な事項

2 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(地域相談支援給付決定の取消しにより地域相談支援受給者証の返還を求める場合の手続)

第三十四条の四十九 市町村は、法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定障害者に通知し、地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の取消しを行った旨

二 地域相談支援受給者証を返還する必要がある旨

三 地域相談支援受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、

市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(地域相談支援受給者証の再交付の申請)

第三十四条の五十 令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請の理由

2 地域相談支援受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その地域相談支援受給者証を添えなければならない。

3 地域相談支援受給者証の再交付を受けた後、失った地域相談支援受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相

談支援給付費の支給

（地域相談支援給付費の支給）

第三十四条の五十一 市町村は、法第五十一条の十四第一項の規定に基づき、毎月、地域相談支援給付費を支給するものとする。

（地域相談支援受給者証の提示）

第三十四条の五十二 地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十四第二項の規定に基づき、指定地域相談支援を受けるに当たっては、その都度、指定一般相談支援事業者に対して地域相談支援受給者証を提示しなければならない。

（特例地域相談支援給付費の支給の申請）

第三十四条の五十三 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十五第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び地域相談支援

受給者証番号（第三十四条の四十一第二号に規定する地域相談支援受給者証番号をいう。以下同じ。）

二 支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額

2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

（計画相談支援給付費の支給の申請）

第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受けようと

する計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）は、

次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名及び

生年月日

2 市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第五十一条の十七第一項各号に規定す

る計画相談支援を受けたと認めるときは、計画相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条に

おいて「支給期間」という。）及び法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定め

て当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載することとする。

3 支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

(計画相談支援給付費の支給の取消し)

第三十四条の五十五 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。

一 計画相談支援対象障害者等が、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

2 前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項

を書面により当該計画相談支援給付費に係る計画相談支援対象障害者等に通知し、受給者証又は地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

一 計画相談支援給付費の支給を行わないこととした旨

二 受給者証又は地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証又は地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の計画相談支援対象障害者等の受給者証又は地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、受給者証又は地域相談支援受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(計画相談支援給付費の支給)

第三十四条の五十六 市町村は、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき、毎月、計画相談支援給付費を支給するものとする。

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

(指定一般相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十七 法第五十一条の十九第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項

十二 法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び

第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府

県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の五十八 指定一般相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができない場合は、この限りでない。

2 指定一般相談支援事業者は、休止した当該指定一般相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定地域相談支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十九 法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類

(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び相談支援専門員(障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項

十二 法第五十一条の二十第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第五十一条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応できる体制を確保している場合又は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当することを含む。）。

二 法第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の

関係機関との連携体制を確保していること。

三 特定相談支援事業所（法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）において、相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該特定相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

3 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書

類の提出を省略させることができる。

(指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の六十 指定特定相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く

。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 指定特定相談支援事業者は、休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在

地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第四款 業務管理体制の整備等

（法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準）

第三十四条の六十一 法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。） 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定相談支援事業者である場合に限る。）
- 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者

である場合に限る。）

2 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

3 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

（都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第三十四条の六十三 法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知

事による通知)

第三十四条の六十四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

第三十五条第一項第九号中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同条第二項第二号中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に改める。

第三十九条第一号中「第十七条第一項第二号イ」を「第十七条第二号イ」に改める。

第五十二条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第二号」を「第三十五条第二号」に改める。

第五十三条の見出し中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に改め、同条中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第五十四条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に改める。

第五十五条の見出し中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に改め、同条中「第三十五

条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に改める。

第五十六条の見出し中「第三十五条第一項第五号」を「第三十五条第五号」に改め、同条中「第三十五条第一項第五号」を「第三十五条第五号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に改める。

第五十七条第一項第二号中「及び氏名」を「氏名、生年月日及び職名」に改め、同項第六号中「及び経歴」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第一号から第三号まで及び第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十 役員の氏名、生年月日及び住所

第五十七条第二項第二号中「及び氏名」を「氏名、生年月日及び職名」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 誓約書

七 役員の氏名、生年月日及び住所

第五十七条第三項第一号中「所在地」の下に「並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」を加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 誓約書

七 役員の氏名、生年月日及び住所

第六十一条中「第五十七条第一項各号（第一号及び第五号）」を「第五十七条第一項各号（第一号、第五号及び第九号）」に、「同条第二項各号（第一号及び第五号）」を「同条第二項各号（第一号、第五号及び第六号）」に、「同条第三項各号（第一号及び第五号）」を「同条第三項各号（第一号、第五号及び第六号）」に改める。

第六十四条の五を削る。

第二章に次の一節を加える。

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号

二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額（令第四十三条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）

三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る令第四十三条の五第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当該購入又は修理をした補装具に係る同項第二号に掲げる額を合算した額

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。）
。）、通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）
又は入所給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）であ

つて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

2 前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第六十五条の十中「、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用）

第六十五条の十の二 法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項及び第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求に要する費用

二 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料

三 民法第八百六十二条（同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報酬

四 前三号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要となる費用であつて、市町村において支給することが適当であると認められたもの

第六十五条の十四の次に次の二条を加える。

（法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の十四の二 法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

(基幹相談支援センターの設置の届出)

第六十五条の十四の三 法第七十七条の二第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 基幹相談支援センター(法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)の名称及び所在地

二 法第七十七条の二第三項の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)であつて、同条第四項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、

住所及び職名

三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日

四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五 基幹相談支援センターの平面図

六 職員の職種及び員数

七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 営業日及び営業時間

九 担当する区域

十 その他必要と認める事項

2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

第六十八条の三中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

第六十九条第三項中「第四十八条第二項」の下に「及び第五十一条の三第五項」を加え、同条第五項中「別表第五号」を「別表第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第四号」を「別表第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第五十一条の二十七第三項及び第五十一条の三十二第五項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。

第六十九条に次の一項を加える。

7 法第八十五条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとする。

第七十条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条の表を次のように改める。

<p>第三十五条第一項及び第二項 第四十条 第四十五条第一項及び第二項 第四十七条第一項及び第二項 第四十八条第一項及び第二項 第四十九条 第五十条第一項 第六十五条第一項及び第二項</p>	<p>市町村等</p>	<p>指定都市</p>
<p>第三十四条の七 第三十四条の八</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長</p>

第三十四条の九

第三十四条の十一

第三十四条の十二

第三十四条の十三

第三十四条の十四

第三十四条の十五

第三十四条の十六

第三十四条の十七

第三十四条の十八

第三十四条の十九

第三十四条の二十の三第四項

第三十四条の二十二

第三十四条の二十三

第三十四条の二十四

第三十四条の二十五

第三十四条の二十六

第三十四条の三十

第三十四条の五十七

第三十四条の五十八

第三十五条第四項

第五十七条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条第二項

第六十六条第二項

第三十四条の六十四	都道府県知事又は	指定都市の市長又は
第六十五条の十五	<p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び</p>	<p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業</p>

第七十一条の表を次のように改める。

	<p>社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの</p>	
第六十八条の三	市町村	指定都市以外の市町村
<p>第三十五条第一項及び第二項 第四十条 第四十五条第一項及び第二項 第四十七条第一項及び第二項 第四十八条第一項及び第二項 第四十九条 第五十条第一項 第六十五条第一項及び第二項</p>	市町村等	中核市

第三十四条の七

第三十四条の八

第三十四条の九

第三十四条の十一

第三十四条の十二

第三十四条の十三

第三十四条の十四

第三十四条の十五

第三十四条の十六

第三十四条の十七

第三十四条の十八

第三十四条の十九

第三十四条の二十の三第四項

都道府県知事

中核市の市長

第三十四条の二十二
第三十四条の二十三
第三十四条の二十四
第三十四条の二十五
第三十四条の二十六
第三十四条の三十
第三十四条の五十七
第三十四条の五十八
第五十七条
第六十二条
第六十三条
第六十四条
第六十五条第二項

第六十六條第二項	都道府県知事又は	中核市の市長又は
第三十四條の六十四	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導その他特に専門性の高い相談支援事業
第六十五條の十五	発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障	

	<p>害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの</p>	
第六十八条の三	市町村	中核市以外の市町村

第七十一条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第七十二条 法第一百七十七条第一項の規定により、法第五十一条の三第一項及び第四項、第五十一条の四、第五十一条の三十二第一項及び第四項並びに第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

(国民健康保険団体連合会の議決権の特例)

第六十八条の四 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。

2 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者としてすることができ、附則第一条の二を次のように改める。

（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

第一条の二 法附則第二十二條第一項に規定する特定旧法受給者に対する第一条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「第六条の十第二号の就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

附則第五条を次のように改める。

(サービス等利用計画案の提出に関する経過措置)

第五条 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十二条の二及び第三十四条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。

附則第六条を次のように改める。

(障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置)

第六条 平成二十四年九月三十日までの間は、第三十四条の二十八第一項及び第三十四条の六十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。

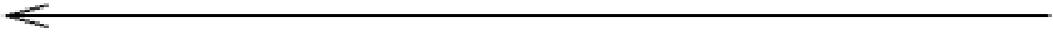
別表第三号を次のように改める。



別表第五号裏面中「~~益課対徴課税~~」を「~~一階益課対徴課税~~、~~特例益課対徴課税~~」に改め、同表を別表第六号とし、別表第四号を別表第五号とし、別表第三号の次に次の表を加える。



別表第六号の次に次の表を加える。



（表面）

障害者自立支援検査証	
写 真	第 号
	官 職 又は職名
	氏 名
	生年月日
	障害者自立支援法第八十五条に定める当該職員であることを証する。
	平成 年 月 日 交付
	都 道 府 県 知 事
	印

（裏面）

障害者自立支援法（抄）
（報告等）
第九條（略）
2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（報告の徴収等）
第八十五条 都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 第九條第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同條第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
注意
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横88ミリメートルとする。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 事業、養育里親及び施設(第三十六条の三十一―第三十九条)」を
「第三章 事業、
第三章の二 国

養育里親及び施設(第三十六条の三十の二―第三十九条)

に改める。

民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(第三十九条の二)「

第一条の二を第一条の二の七とする。

第一条中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)
第六条の二第三項」を
「法第六条の三第三項」に改め、同条を第一条の二の六とし、同条の前に次の六条を加える。

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)
第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の次条に定める
便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

第一条の二 法第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動

作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする。

第一条の二の二 法第六条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。

第一条の二の三 法第六条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の二の四 法第六条の二第七項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案（以下「障害児支援利用計画案」という。）に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児

通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第一条の二の五 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

- 一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの 六月間
- 二 次号に掲げる者以外のものであつて、次に掲げるもの 一月間

イ 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の

三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）との連絡調整を行うことが困難である者

三 通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があつた者 一月間

第一条の四中「第六条の二第三項」を「第六条の三第三項」に改める。

第一条の五中「第六条の二第四項」を「第六条の三第四項」に改める。

第一条の六中「第六条の二第五項」を「第六条の三第五項」に改める。

第一条の七中「第六条の二第六項」を「第六条の三第六項」に改める。

第一条の八中「第六条の二第七項」を「第六条の三第七項」に改める。

第一条の九中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第一条の二十一中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第一条の三十一第一項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に、「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改め、同条第二項中「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改める。

第一条の三十二中「第六条の二第九項」を「第六条の三第九項」に改める。

第一条の三十三第一項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第一条の三十四及び第一条の三十五中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改める。

第六条の七第二項中「第三十四条の四第二項、第三十四条の十三第二項、第三十四条の十六第二項」を「第三十四条の五第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十七第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の四第二項」を「第三十四条の五第二項」に改める。

第十八条の二を第十八条の三十四とし、第十八条の次に次の三十二条を加える。

第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる

障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 児童発達支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二 医療型児童発達支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

三 放課後等デイサービス 放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の四 令第二十四条第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号及び第二号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限月額（同条に規定する障害児通所支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の五 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の四第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければなら

ない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 支給を受けようとする特例障害児通所給付費の額

前項の申請書には、同項第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

第十八条の六 法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付決定の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況

六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容

七 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 障害児通所支援負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類

二 肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）を含む医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額（令第二十五条の十二第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害児の保護者が現に通所給付決定を受けている場合には、当該通所給付決定に係

る通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。以下同じ。）

市町村は、前二項に規定するもののほか、第十八条の十第一号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

通所給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

前項の書類の提出を受けた市町村は、障害児通所支援負担上限月額等（障害児通所支援負担上限月額及び肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

前項の規定により通所受給者証の提出を受けた市町村は、通所受給者証に必要な事項を記載し、これを当該通所給付決定保護者に返還するものとする。

通所給付決定保護者は、通所給付決定の有効期間（法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。以下同じ。）内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障

害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に通所受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

- 一 当該届出を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 その他必要な事項

前項の届出書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失つた通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。

前項の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村

に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 申請の理由

通所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその通所受給者証を添えなければならない。

通所受給者証の再交付を受けた後、失った通所受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第十八条の七 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- 二 当該障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第三号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況

三 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容

第十八条の八 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて同法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

第十八条の九 法第二十一条の五の六第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

第十八条の十 法第二十一条の五の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- 六 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前三号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- 七 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容
- 八 当該申請に係る障害児の置かれている環境
- 九 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況

第十八条の十一 市町村は、通所給付決定を行ったときは、障害児通所支援負担上限月額等を、通所給付決定保護者に通知しなければならない。障害児通所支援負担上限月額等に変更があつたときも、同様とする。

第十八条の十二 法第二十一条の五の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害児の保護者が法第二十一条の五の六第一項の申請をした場合とする。

第十八条の十三 市町村は、法第二十一条の五の七第四項の規定に基づき障害児支援利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者に対し通知するものとする。

一 法第二十一条の五の七第四項の規定に基づき、通所支給要否決定を行うに当たって当該障害児支援利用計画案を提出する必要がある旨

二 当該障害児支援利用計画案の提出先及び提出期限

第十八条の十四 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）がない場合又は法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者が次条に規定する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合とする。

第十八条の十五 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案は

、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案とする。

第十八条の十六 法第二十一条の五の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

第十八条の十七 法第二十一条の五の七第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、通所給付決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。

通所給付決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を通所給付決定の有効期間とする。

第十八条の十八 法第二十一条の五の七第九項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 通所給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び通所受給者証番号（第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。以下同じ。）

四 通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。第十八条の二十において同じ。）

五 通所給付決定の有効期間

六 障害児通所支援負担上限月額等に関する事項

七 その他必要な事項

第十八条の十九 通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の七第十項の規定に基づき障害児通所支援を受けるに当たつては、その都度、指定障害児通所支援事業者等に対して通所受給者証を提示しなければならない。

第十八条の二十 法第二十一条の五の八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

第十八条の二十一 法第二十一条の五の八第一項の規定に基づき通所給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄

- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- 六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容
- 七 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由
- 八 その他必要な事項

第十八条の二十二 市町村は、法第二十一条の五の八第二項の規定に基づき通所給付決定の変更の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めらるものとする。

- 一 法第二十一条の五の八第二項の規定により通所給付決定の変更の決定を行つた旨
- 二 通所受給者証を提出する必要がある旨
- 三 通所受給者証の提出先及び提出期限

前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の

規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八条の二十三 第十八条の七及び第十八条の八の規定は、法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第二項の調査について準用する。この場合において、第十八条の七第一号中「法第二十一条の五の六第一項」とあるのは、「法第二十一条の五の八第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の九の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第三項の調査について、第十八条の十二及び第十八条の十三の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第四項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十四及び第十八条の十五の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第五項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十六の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第七項の支給量について、第十八条の十八（第四号に限る。）の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第九項の通所受給者証の交付について準用する。この場合において、第十八条の十二から第十八条の十四までの規定中「法第二十一条の五の六

第一項」とあるのは、「法第二十一条の五の八第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の二十四 市町村は、法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の返還を求めらるものとする。

一 法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つた旨

二 通所受給者証を返還する必要がある旨

三 通所受給者証の返還先及び返還期限

前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八条の二十五 法第二十一条の五の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 通所給付決定保護者又はその属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう）。

以下同じ。)にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 通所給付決定保護者の属する世帯(通所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号
- 二 当該申請を行う通所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額（令第二十五条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。第二十五条の十七第一項第二号において同じ。）
- 三 当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具をいう。以下同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額
- 四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入

所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。）

前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第十八条の二十七 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業

所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき
は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項

十三 法第二十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条から第十八条の三十まで（次条を除く。）において「誓約書」という。）

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く

。) については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十八 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 医療法第七条の許可を受けた診療所であることを証する書類
- 六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 九 運営規程
- 十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項
- 十四 法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（

以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の

記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十九 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき
は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 利用者の推定数

- 七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 運営規程
 - 九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項
 - 十三 誓約書
 - 十四 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明

書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき

は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項
- 十二 誓約書
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第二項第六号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条

の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第二十一条の五の二十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児事業者等（法第二十一条の五の十七第一項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定障害児事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

前項の規定は、法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第二項第七号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合

を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、

又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。

- 二 法第二十一条の五の三第一項又は第二十四条の二十六第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。

- 三 次のイ又はロに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるサービスを行つていた者であること。

イ 障害児通所支援に係る指定の申請者 指定通所支援

ロ 障害児相談支援に係る指定の申請者 指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）

第十八条の三十三 法第二十一条の五の十五第二項第十号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第二十一条の五の二十一第一項、第二十四条の十五第一項又は第二十四条の三十四第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第十八条の三十四の次に次の十四条を加える。

第十八条の三十五 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

ただし、第十八条の二十七第一項第四号、第十八条の二十八第一項第四号、第十八条の二十九第一項第四号及び第十八条の三十第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 児童発達支援 第十八条の二十七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十四号に掲げる事項

二 医療型児童発達支援 第十八条の二十八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

三 放課後等デイサービス 第十八条の二十九第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十四号に掲げる事項

四 保育所等訪問支援 第十八条の三十第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

前項の届出であつて、同項第一号から第三号までに掲げる障害児通所支援の利用者の定員の増加に伴

うものは、それぞれ当該障害児通所支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

指定障害児通所支援事業者は、休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定通所支援を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十一第二項（法第二十一条の五の二十六第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする

る。

法第二十四条の十五第二項及び第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の五様式のとおりとする。

法第二十四条の三十四第二項及び第二十四条の三十九第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の六様式のとおりとする。

法第五十七条の三第三項、第五十七条の三の二第二項及び第五十七条の三の三第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の七様式のとおりとする。

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等（指定医療機関（法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の設置者を除く。以下この条において同じ。）

（ ） 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならぬ。

一 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限り。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限り。）

指定障害児事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第十八条の三十九 法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第十八条の四十 厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児通所支援事業者の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。

第十八条の四十一 法第二十一条の五の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、診療所とする。

第十八条の四十二 市町村は、法第二十一条の五の二十八第一項の規定に基づき、毎月、肢体不自由児通所医療費を支給するものとする。

通所給付決定に係る障害児が法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、同条第四項の規定に基づき通所給付決定保護者に支給すべき肢体不自由児通所医療費は当該指定障害児通所支援事業者等に対して支払うものとする。

第十八条の四十三 令第二十五条の十二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態と

なるものとする。

第十八条の四十四 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び第二十五条の二十四の三において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号）第

一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく障害共済年金、障害一時金及

び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）

第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金、障害一時金及

び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号

）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林

漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）附則第十六条第四項に規

定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移

行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる

特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）に基づく

特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）。他の法律において準用する場合を含む。

）に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条

例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）に基づく特別児童扶

養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によ

る福祉手当

第十八条の四十五 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号

に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて

、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態と

なるものとする。

第十八条の四十六 令第二十五条の十二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十七 都道府県知事が法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合においては、法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求するものとする。

前項の場合において、市町村は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会

、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。

法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十四条第一項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）」を「就学前保育等推進法」に改める。

第二十五条第一項第一号の二中「（就学前保育等推進法第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第二十五条の二中「次の各号に掲げる指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 被服費

四 日用品費

五 その他指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第二十五条の二の二を削る。

第二十五条の三中「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第三号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に、「同項に」を「同条に」に改め、「（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）」を削り、「同項第四号」を「同条第三号」に改める。

第二十五条の七第一項各号列記以外の部分中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同項第三号中「障害児に関する障害児施設給付費」を「障害児の保護者に関する障害児入所給付費」に改め、同項第五号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「障害児に関

する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）を「障害児の保護者に関する介護給付費等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

第二十五条の七第二項第一号中「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に改め、同項第二号中「障害児施設医療（）」を「障害児入所医療（）」に、「障害児施設医療を」を「障害児入所医療を」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に、「第二十七条の十一第一項」を「第二十七条の十三第一項」に、「第五十条の二第二項」を「第二十七条の十五」に改め、同項第三号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第四項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第五項中「負担上限月額等（負担上限月額、障害児施設医療負担上限月額）」を「障害児入所支援負担上限月額等（障害児入所支援負担上限月額、障害児入所医療負担上限月額）」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第六項中「施設受給者証

「を「入所受給者証」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第七項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「負担上限月額等」を「障害児入所支援負担上限月額等」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第九項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に、「施設支給決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第十項中「施設支給決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第十一項及び第十二項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改める。

第二十五条の八第三号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第八号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「障害児」の下に「の保護者」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

第二十五条の九中「施設給付決定を」を「入所給付決定を」に、「負担上限月額等」を「障害児入所支

援負担上限月額等」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第二十五条の十中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「次の各号に掲げる指定施設支援の種類」の区分に応じ、当該各号に規定する期間」を「三年」に改め、同条各号を削る。

第二十五条の十一各号列記以外の部分中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第二号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第三号中「施設受給者証番号」を「入所受給者証番号」に改め、同条第四号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第五号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第六号中「負担上限月額等」を「障害児入所支援負担上限月額等」に改める。

第二十五条の十二中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改める。

第二十五条の十三を次のように改める。

第二十五条の十三 削除

第二十五条の十四第一項中「施設給付決定の」を「入所給付決定の」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第二項中「施設給付決定保護者の施設受給者証」を「入所給付決定保護者の入所受給者証」に改める。

第二十五条の十五第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二号から第四号までの規定中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第二十五条の十七第一項各号列記以外の部分中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「高額障害福祉サービス」を「高額障害福祉サービス等給付費」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証番号」を「入所受給者証番号」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（令第二十七条の四第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）」を削り、「

同項第三号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「第二十七条の四第一項各号」を「第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定に係る障害児が使用するものに係る同項第四号」に改め、同項第四号中「施設給付決定保護者と」を「入所給付決定保護者と」に、「当該施設給付決定保護者」を「当該入所給付決定保護者」に、「施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）」を「通所給付決定保護者、入所給付決定保護者、支給決定障害者等又は補装具費支給対象障害者等」に、「指定施設支援又は」を「障害児通所支援若しくは指定入所支援若しくは」に改め、「（同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）」を削り、「受けた」の下に「又は補装具を購入若しくは修理をした」を加え、「施設受給者証番号」を「通所受給者証番号、入所受給者証番号」に改め、「（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。）」及び「（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）」を削る。

第二十五条の十八中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設給付決定に」を「入

所給付決定に」に、「二十歳未満」を「二十歳未満」に改め、「及び二十歳以上であつて、令第二十七条の二第一項第四号に掲げる者に該当するもの」を削る。

第二十五条の十九第一項各号列記以外の部分中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第二号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる書類」を「入所受給者証」に改め、ただし書及び各号を削り、同条第三項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第四項中「第二項第一号及び第二号」の下に「に掲げる書類」を加え、「第二十五条の十九第二項第一号及び第二号」を「入所受給者証」に改める。

第二十五条の二十を次のように改める。

第二十五条の二十 削除

第二十五条の二十一第一項各号列記以外の部分中「指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を「指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障

害児入所施設をいう。以下同じ。）」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同項第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同項第五号中「又は診療所」を削り、同項第六号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同項第八号中「管理者」の下に「及び児童発達支援管理責任者」を加え、同項第十三号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費（障害児施設医療）」を「障害児入所医療費（障害児入所医療）」に改め、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

十四 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第二十五条の二十一第二項を次のように改める。

法第二十四条の十第一項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第

四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

第二十五条の二十一に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第二十五条の二十一の二第二項中「（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。

）」を削る。

第二十五条の二十二中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「前条第一項第一号」を「第二十五条の二十一第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改める。

第二十五条の二十三及び第二十五条の二十三の二を次のように改める。

第二十五条の二十三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている施設の数が一以上二十未満の指定障害児入所施設等（指定医療機関を除く。以下この条において同じ。）の設置者 法令遵守責任者の選任をすること。

二 指定を受けている施設の数が二十以上百未満の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設置者及び指定医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 施設の名称、主たる施設の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限り。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限り。）

指定障害児入所施設等の設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出らるべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出らるべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十三の二の次に次の二条を加える。

第二十五条の二十三の三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十三の四 厚生労働大臣は、指定障害児入所施設等の設置者が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児入所施設等の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十五条の二十四第一項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第二項中「施設給付決定に」を「入所給付決定に」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療を」を「障害児入所医療を」に、「第二十四条の二十第四項」を「第二十四条の二十第三項」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二十五条の二十四の二中「第二十七条の十一第一項第二号」を「第二十七条の十三第一項第二号」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改める。

第二十五条の二十四の三中「第二十七条の十一第一項第三号」を「第二十七条の十三第一項第三号」に改め、同条第一号中「(昭和三十四年法律第四百十一号)」、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「 」及び「 」という。)」を削り、同条第二号中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削り、同条第三号中「(昭和十四年法律第七十三号)」を削り、同条第四号中「(昭和三十三年法律第二百二十八号)」及び「(昭和六十年法律第百五号)」を削り、同条第五号中「(昭和三十七年法律第百五十二号)」及び「(昭和六十年法律第百八号)」を削り、同条第六号中「(昭和二十八年法律第二百四十五号)」及び「(昭和六十年法律第百六号)」を削り、同条第七号中「(平成十三年法律第百一号)」を削り、同条第八号中「(平成十六年法律第百六十六号)」を削り、同条第九号中「(昭和二十二年法律第五十号)」を削り、同条第十号中「昭和二十六年法律第百九十一号。」を削り、同条第十一号中「(昭和四十二年法律第百二十一号)」を削り、同条第十二号中「(昭和三十九年法律第百三十四号)」を削る。

第二十五条の二十四の四中「第二十七条の十一第一項第三号」を「第二十七条の十三第一項第三号」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改める。

第二十五条の二十四の五中「第二十七条の十一第一項第四号」を「第二十七条の十三第一項第四号」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改める。

第二十五条の二十五第一項中「第二十七条の十一第二項」を「第二十七条の十三第二項」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「加齢児（法第六十三条の三の二第一項又は第二項）を十八歳以上の入所者（法第二十四条の二十四第一項）に、「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に、「加齢児に」を「十八歳以上の入所者に」に、「同条第一項第一号に」を「令第二十七条の十三第一項第一号に」に改め、同条第二項中「第二十七条の十一第二項第二号」を「第二十七条の十三第二項第二号」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「加齢児」を「十八歳以上の入所者」に改める。

第二十五条の二十六第一項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、「（平成十二年厚生省令第二十号）」を削り、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条の次に次の十条を加える。

第二十五条の二十六の二 法第二十四条の二十四第一項に規定する厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等は、指定障害児入所施設等とする。第二十五条の二十六の三 法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
 - 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び障害児相談支援対象保護者との続柄
- 前項の申請書には、通所受給者証を添付しなければならない。

市町村は、第一項の申請を行った障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

支給期間は、障害児支援利用援助を実施する月から通所給付決定保護者に係る通所給付決定の有効期間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

第二十五条の二十六の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、障害児相談支援給付費の支給を行わないことができる。

一 障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 障害児相談支援対象保護者が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

前項の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該障害児相談支援給付費に係る障害児相談支援対象保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした旨
- 二 通所受給者証を提出する必要がある旨

三 通所受給者証の提出先及び提出期限

前項の障害児相談支援対象保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

市町村は、第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、通所受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

第二十五条の二十六の五 市町村は、法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき、毎月、障害児相談支援給付費を支給するものとする。

第二十五条の二十六の六 法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る障害児相談支援給付費の請求に関する事項
- 十二 法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第四号

、第十一号及び第十四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という。)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十四条の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと(事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定障害児相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応可能な体制を確保している場合又は身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合に該当することを含む。)

二 障害者自立支援法第八十九条の二に規定する自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

三 当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該障害児相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

法第二十四条の二十九第一項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第二十五条の二十六の七 指定障害児相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定

に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができるときは、この限りでない。

指定障害児相談支援事業者は、休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定障害児相談支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第二十五条の二十六の八 法第二十四条の三十八第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十六の九 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区

分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）

指定障害児相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出

るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十六の十 法第二十四条の三十九第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十六の十一 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が法第二十四条の四十第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児相談支援事業者の指定を行つた市町村長に通知しなければならない。

第三章中第三十六条の三十一の前に次の二条を加える。

第三十六条の三十の二 法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 条例、定款その他の基本約款

四 運営規程

五 職員の定数及び職務の内容

六 主な職員の氏名及び経歴

七 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

八 事業開始の予定年月日

法第三十四条の三第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十の三 法第三十四条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃止又は休止しようとする年月日

二 廃止又は休止の理由

三 現に便宜を受け又は通所している者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十一中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に改める。

第三十六条の三十二中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に改める。

第三十六条の三十三中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改める。

第三十六条の三十四中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に改める。

第三十六条の三十五中「第三十四条の十二」を「第三十四条の十三」に改める。

第三十六条の三十六中「第三十四条の十四第一項」を「第三十四条の十五第一項」に改める。

第三十六条の三十七中「第三十四条の十四第三項」を「第三十四条の十五第三項」に改める。

第三十六条の三十八第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の十五」を「第三十四条の十六」に改め

、同項第二号中「第三十四条の十九第一項第四号」を「第三十四条の二十第一項第四号」に改める。

第三十六条の三十九中「第三十四条の十七」を「第三十四条の十八」に改める。

第三十六条の四十中「第三十四条の十八」を「第三十四条の十九」に改める。

第三十六条の四十一第三項第四号中「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号

」に改める。

第三十六条の四十三第一項第二号中「第三十四条の十九第一項第一号」を「第三十四条の二十第一項第一号」に改め、同項第三号中「第三十四条の十九第一項第二号」を「第三十四条の二十第一項第二号」に改める。

第三十六条の四十四第二項第一号中「第四十五条第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第三十九条の二 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。

国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところ

るにより、市町村が法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第四十九条の八第一項中「及び第六号」を「、第六号から第九号まで及び第十号」に改め、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 法第二十一条の五の二十六第一項及び第四項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限

七 法第二十一条の五の二十七（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する
権限

八 法第二十四条の三十九第一項及び第四項に規定する権限

九 法第二十四条の四十に規定する権限

第四十九条の八第二項中「第七号」を「第十一号」に改める。

第五十条の二中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条の表を次のように改める。

<p>第一条の二十九</p> <p>第一条の三十一第一項</p> <p>第一条の三十六</p> <p>第一条の三十七</p> <p>第一条の三十八</p> <p>第四条第一項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長</p>
<p>第四条第二項</p> <p>第五条</p>	<p>都道府県内</p>	<p>指定都市内及び児童相談所設 置市内</p>
<p>第八条第一項及び第二項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長</p>
<p>第八条第三項</p>	<p>都道府県は、</p>	<p>指定都市及び児童相談所設置</p>

	<p>都道府県知事</p>	<p>市は、 指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長</p>
<p>第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条 第十八条の二十七 第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長</p>

<p>第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五 第十八条の四十 第十八条の四十七</p>		
<p>第二十五条の七 第二十五条の九 第二十五条の十一 第二十五条の十四 第二十五条の十七 第二十五条の十九</p>	<p>都道府県</p>	<p>指定都市及び児童相談所設置 市</p>
<p>第二十五条の二十一 第二十五条の二十二 第二十五条の二十三の四</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長</p>

<p>第二十五条の二十四</p>	<p>都道府県</p>	<p>指定都市及び児童相談所設置市</p>
<p>第二十五条の二十二 第二十五条の二十六 第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第二十六条 第三十二条において準用する第二十七条</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長</p>
<p>第三十四条の二 第三十四条の三</p>	<p>市町村長を経て、都道府県知事に</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長に</p>

第三十六条の二	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の八第三項 第三十六条の二十四 第三十六条の二十六第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の二十六第二項、第四項及び第五項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の二十七第一項 第三十六条の二十八	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の二十九	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十三第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第三十六条の四十		
第三十六条の四十一第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の四十一第三項 第三十六条の四十二 第三十六条の四十三 第三十六条の四十四 第三十六条の四十六第二項 第三十六条の四十七	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十七条第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

<p>第三十七条第四項 第三十七条第五項</p>	<p>都道府県知事 市町村</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長 指定都市及び児童相談所設置 市以外の市町村</p>
<p>第三十七条第六項 第三十八条第二項及び第三項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長</p>
<p>第三十九条第一項</p>	<p>都道府県の知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長</p>
<p>第三十九条第二項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長</p>
<p>第四十九条の七第一項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談 所設置市の市長</p>

第五十条の三の表を次のように改める。

<p>第八条第一項及び第二項</p> <p>第八条第三項</p>	<p>都道府県知事</p> <p>都道府県は、</p> <p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p> <p>中核市は、</p> <p>中核市の市長</p>
<p>第十条第一項</p> <p>第十一条</p> <p>第十四条</p> <p>第十五条</p> <p>第十六条</p> <p>第十八条</p> <p>第三十六条の三十一第二項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>
<p>第三十七条第二項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下「特定児童福祉施設」と</p>

	<p>第三十七条第四項 第三十七条第五項</p>	<p>いう。)については、中核市の市長)</p>
	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)</p>
	<p>市町村</p>	<p>市町村(特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村)</p>
<p>第三十七条第六項 第三十八条第二項及び第三項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)</p>
<p>第四十九条の七第一項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>

第五十一条の二を次のように改める。

第五十一条の二 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十八条の十二の規定の適用については、同条中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。

第五十一条の三を次のように改める。

第五十一条の三 平成二十四年九月三十日までの間は、第十八条の三十八第一項、第二十五条の二十三の二第一項及び第二十五条の二十六の九第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。

第五十一条の四から第五十一条の七までを削る。

第三号様式表中「第三十四条の四、第三十四条の十三、第三十四条の十六」を「第三十四条の五、第三十四条の十四、第三十四条の十七」に改め、同様式裏中「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に改め、「ために必要があると認めるときは」の下に「、障害児通所支援事業等」を加え、「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に、「第三十四条の十六」を「第三十四条の十七」に、「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改める。

第四号様式表中「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に改め、同様式裏中「児童福祉法第三十四条

の四」を「児童福祉法第三十四条の五」に、「障害児相談支援事業等」を「障害児通所支援事業等、児童
自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業」に、「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及
び前条第一項の基準」に、「第二十一条の九の五第一項、第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「
第二十一条の四第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。

第十三号の四様式を次のように改める。



第十三号の四様式（第十八条の三十六第一項関係）

（表面）

児童福祉検査証		第 号
写 真	官 職 又は職名	
	氏 名	
	生年月日	
	児童福祉法第二十一条の五の二十一及び第二十一条の五の二十六に定める当該職員であることを証する。	
	平成 年 月 日 交付	印
	厚 生 勞 働 大 臣	
	都 道 府 県 知 事	
	市（区）町 村 長	

（裏面）

児童福祉法（抄）

第二十一条の五の二十一 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④ （略）

第二十一条の五の二十六 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児事業者等若しくは当該指定障害児事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児事業者等の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④ （略）

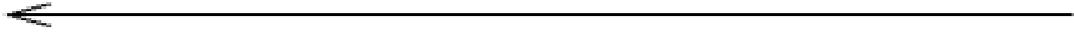
⑤ 第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

注意

- この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

第十三号の四様式の次に次の三様式を加える。



第十三号の六様式（第十八条の三十六第三項関係）

（表面）

児童福祉検査証	
写 真	第 号
	官 職 又は職名
	氏 名
	生年月日
	児童福祉法第二十四条の三十四及び第二十四条の三十九に定める当該職員であることを証する。
	平成 年 月 日 交付
	厚生労働大臣
	都道府県知事
	市（区）町村長
	印

（裏面）

児童福祉法（抄）	
第二十一条の五の二十一（略）	
② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
④（略）	
第二十四条の三十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児相談支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
② 第二十一条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。	
第二十四条の三十九 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援の提供に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
②～④（略）	
⑤ 第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。	
注意	
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

第十五号様式裏中「(第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第三条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「行うものに限る。」の下に「又は障害児相談支援事業」を加え、「知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同条第六号中「、障害者自立支援法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設又は障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた精神障害者社会復帰施設」を削り、同条第十四号を削り、同条第十五号を同条第十四号とする。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第四条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第十六条第一項第三号中リを又とし、イからチまでをロからリまでとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 障害児相談支援事業

第十六条第一項第六号中「相談支援事業」を「一般相談支援事業及び特定相談支援事業」に改める。

附則第六項中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設」に改め、同条第十三号中「相談支援事業」を

「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

(健康保険法施行規則等の一部改正)

第六条 次に掲げる省令の規定中「の給付又は」の下に「同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは」を加え、「第六十三条の三の二第三項」を「第二十四条の二十四第二項」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第一号、第一百六条第一項第一号及び第七百七条第一号

二 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第一号、第九十六条第一項第一号及び第九十七条第一号

三 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第五条の五第一号、第二十七条の十二第一号及び第二十七条の十五第一項第一号

四 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）

第一条第一項第一号

(労働基準法施行規則の一部改正)

第七条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号ロの(4)中「債権」を「債券」に改める。

第三十三条第一項第二号中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設」を「及び障害児入所施設」に改める。

(予防接種法施行規則及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第八条 次に掲げる省令の規定中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は肢体不自由児施設」を「又は福祉型障害児入所施設」に、「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

一 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第九条

二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生

労働省令第百五十三号）第四条の二

(医療法施行規則の一部改正)

第九条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三第一項第一号中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十八条第二項若しくは第六十八条第一号に規定する施設」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う施設」に改める。

(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)

第十条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表の下欄中「第二十一条の二(同法)」の下に「第二十一条の五の二十九及び」を加え、「第十三条の三の二第三項」を「第二十四条の二十四第二項」に、「及び母子保健法」を「並びに母子保健法」に改める。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第十一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五条第十九項」を「第五条第二十三項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第十二条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ中「第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項に規定する第一種自閉症児施設を除く。）」、同

法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同令第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）を「第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設」に改め、同号ホ中「

第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第十三条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設」を「又は児童養護施設」に改め、同条第二号中「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第十四条第一号中「各号（」の下に「第一号、第二号及び」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第十八条第一項中「、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者」を削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改

正）

第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改め、同条第四十二号中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第四十三号中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同条第四十四号から第四十六号までを次のように改める。

第四十四号から第四十六号まで 削除

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十七条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一百十三条の二第二号イ中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同号ロ中「同条第十一項

」を「同条第十項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第三号イ中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第一百七十条第一項中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第二項第一号中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設」に改め、同項第二号中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に改める。

（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正）

第十八条 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六条の二第三項」を「第六条の三第三項」に改め、同条第二号中「第六条の二第六項」を「第六条の三第六項」に改め、同条第三号中「第六条の二第七項」を「第六条の三第七項」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十九条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改め、「又は児童デイサービス（同条第八項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。）」及び「又は児童デイサービス」を削り、「介護保険法」の下に「（平成九年法律第二百二十三号）」を加え、「又は障害児（同条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）」、「又は基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）」及び「並びに第五章第五節（第百十一条（第五十八条及び第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）」を削り、「せず、指定障害福祉サービス基準第百十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする。」を「しない。」に改め、同項第一号、第

二号及び第四号中「若しくは児童デイサービス」及び「又は障害児」を削り、同項第五号中「又は児童デイサービス」、「又は障害児」及び「知的障害児施設（児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二十条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第四号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第五号の二中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第七号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改め、同条第十号イを次のように改める。

イ 児童福祉法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設であつて主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童を入所させるもの又は主として肢体不自由児を入所させるもの

附則第五条第十号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部改正)

第二十一条 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第三項」の下に「、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項」を加える。

(介護給付費等の請求に関する省令の一部改正)

第二十二条 介護給付費等の請求に関する省令(平成十八年厚生労働省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「サービス利用計画作成費及び」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費」を加え、同条第二項中「第二十九条第八項」を「第二十九条第七項」に、「及び法第三十二条第六項」を「、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項」に改め、同条第三項中「第三十二条第一項」を「第五十一条の二十二第一項」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の請求)

第四条 指定相談支援事業者は、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を請求しようとするときは、指定地域相談支援(法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。)又は指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

附則第二条第一項中「第四条」を「第三条」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第三条」を「第四条」に、「サービス利用計画作成費請求書」を「介護給付費・訓練等給付費等請求書に地域相談支援給付費明細書を添えて、これを市町村に提出することにより、又は計画相談支援給付費請求書」に、「サービス利用計画作成費を」を「地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の下に「又は第三項の地域相談支援給付費明細書」を、「第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「サービス利用計画作成費請求書又は」を「計画相談支援給付費請求

書、」に改め、「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の下に「又は地域相談支援給付費明細書」を加え、「サービス利用計画作成費又は」を削り、「特定障害者特別給付費」の下に「地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費」を加え、同項を同条第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、地域相談支援給付費明細書には、提供した指定地域相談支援の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

附則第三条第三項中「サービス利用計画作成費請求書」を「計画相談支援給付費請求書」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第三項の地域相談支援給付費明細書の様式は、様式第五のとおりとする。

様式第一から様式第四までを次のように改める。



介護給付費・訓練等給付費等請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

請求事業者	指定事業所番号	〒
	住 所 (所在地)	
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

平成		年		月分
----	--	---	--	----

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

区 分	件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別対策費 請求額	利用者 負担額	自治体 助成額
介護給付費							
訓練等給付費							
支 援 給 付 費 地 域 相 談					/	/	
						/	/
小 計							
特定障害者特別給付費							
合 計							

様式第四の次に次の様式を加える。



(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十三条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成十八年厚生労働省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

「第五章 児童デイサービス

第一節 基本方針(第九十六条)

第二節 人員に関する基準(第九十七条・第九十八条)

第三節 設備に関する基準(第九十九条)

第四節 運営に関する基準(第一百条―第一百七条)

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第一百八条―第一百三条)」

削除」に改める。

第一条第三号中「第二項及び第四項から第六項」を「第二項から第五項」に、「第二百二十三条第四項から第六項」を「第二百二十三条第三項から第五項」に改め、同条第八号中「、第二百十四条」を削り、

を「第五章

同条第九号中「並びに第五章、附則第五条及び附則第六条の規定による基準」を削る。

第二条第三号中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に改め、同条第四号中「第二十二條第四項」を「第二十二條第七項」に改め、同条第五号中「第二十二條第五項」を「第二十二條第八項」に改め、同条第十三号中「第二十九條第五項」を「第二十九條第四項」に改め、同条第十六号中「第九十六條に規定する指定児童デイサービスの事業」を削り、「指定就労継続支援B型の事業」の下に「並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、同令第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同令第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業」を、「行うこと」の下に「（同令に規定する事業のみを行う場合を除く。）」を加える。

第五条第二項中「うち事業の規模」の下に「（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営

している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模」を加え、「ただし、当該者」を「この場合において、当該サービス提供責任者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

第十二条及び第三十八条中「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

第五十条に次の二項を加える。

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十二条第三項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合につい

ては、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。）第五十二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五十二条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五十三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十四条の二中「又は児童デイサービス」及び「又は障害児」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第九十六条から第一百十三条まで 削除

第一百五十一条第一項各号列記以外の部分中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、「（入所によるものに限る。）」を削り、「当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるもの限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 第三百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合

イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第三百三十七条に規定する指定共同生活介護、第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第二百七条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第三百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数

を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百十五条第二項中「第五条第九項」を「第五条第八項」に、「施設（入所によるものに限る。）であつて」を「施設が」に、「その全部」を「その施設の全部」に、「入所者に」を「利用者に」に、「行うもの」を「行う場合において、当該事業を行う事業所」に、「当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合には、当該施設として必要とされる数以上

二 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上
- (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を

超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百十五条第三項第一号中「指定児童デイサービス事業所」を削り、「児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する指定知的障害児施設等（入所によるものを除く。）」を「指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）」に改め、同号イ中「指定児童デイサービス」を削り、「児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援（入所によるものを除く。）」を「児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援」に改める。

第百七条中「第五条第九項」を「第五条第八項」に、「入所者」を「利用者」に改める。

第百二十四条第二号中「入所定員」を「利用定員（第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができると設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）」に改める。

第二百二十五条中「、第九十一条、第九十二条及び第百六条」を「及び第九十条から第九十二条まで」に改める。

第二百二十五条の二第一号中「若しくは児童デイサービス」を削り、同条第四号中「、知的障害児施設」を削る。

第二百二十七条第一項中「（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）」を削る。

第三百二十二条第三項中「児童デイサービス、」を削る。

第三百三十七条中「（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を削る。

第四百十条第五項中「（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）」を削る。

第四百十三條第三項第二号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第四項」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改める。

第五百四十四条中「、第九十二条及び第百六条」を「、第九十条及び第九十二条」に改める。

第百六十二条中「、第八十六条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条及び第百六条」を「及び第八十六条から第九十二条まで」に改める。

第百六十六条第七項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第百七十一条中「から第七十五条まで」を「、第七十四条」に改め、「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第百八十四条中「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第百九十七条中「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第二百二条中「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「第九十二条まで」に改める。

第二百三条第一項中「第二条第七号」を「第二条第二項第七号」に改める。

第二百六条中「、第九十一条、第九十二条、第百六条」を「、第九十条から第九十二条まで」に改める。
第二百十三条中「、第八十八条」の下に「、第九十条」を加え、「、第百六条」を削り、「第五十九条」を「第五十八条」に、「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第二百十四条を次のように改める。

第二百十四条 削除

第二百十五条第一項中「多機能型事業所は」を「多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同令第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は」に改め、「、第九十七条第三項」を削り、「以上は、」を「以上の者を」に

、「ならない」を「ならないもの」に改め、同条第二項中「多機能型指定児童デイサービス事業所」を「指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うもの」に、「掲げる数とし」を「定める数とし」に、「ならない」を「ならないもの」に改める。

第二百十九条中「、児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当児童デイサービス」という。）」を削る。

第二百二十条第一項第四号中「、ロに掲げる利用者の数を五で除して得た数」を削り、同号中ロを削り、ハをロとする。

第二百二十三条第一項中「、第二百二十三条第三項において準用する第百一条第二項及び第三項」を削り、「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「第二百二十三条第五項」を「第二百二十三条第四項」に改め、「、第二百二十三条第三項において準用する第百一条第二項」及び「第二百二十三条第三項において準用する第二十九条又は」を削り、「第二項及び第四項から第六項」を「第二項から第五項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第八十八条まで」の下に「、第九十条」を加え、「第百六条

、」を削り、「、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを「、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とに改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第八十八条まで」の下に「、第九十条」を加え、「第百六条、」を削り、「、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを「、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とに改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第八十八条まで」の下に「、第九十条」を加え、「第百六条、」を削り、「、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを「、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とに改め、同項を同条第五項とする。

附則第十三条、第十五条及び第十八条の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十九条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改め

る。

(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十四条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」の下に「・第六条の二」を加える。

第一条第一号中「第四条」の下に「、第四条の二」を加える。

第二条第五号中「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に改め、同条第六号中「第二十二条第五項」を「第二十二條第八項」に改め、同条第十二号中「第二十九條第三項」を「第二十九條第三項第一号」に改め、同条第十四号中「第二十九條第五項」を「第二十九條第四項」に改める。

第四条第一項第一号イの(2)の(一)を次のように改める。

- (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。
- (イ) (i) から (iii) までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した

障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を六で除した数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(ロ) (イ)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

第四条第一項第五号イの(1)中「又は就労移行支援を受ける利用者」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(二) 職業指導員の数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第四条第三項中「若しくは就労移行支援」を「、就労移行支援若しくは就労継続支援B型」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(従業者の員数に関する特例)

第四条の二 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第六条の二において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第六条の二において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第六条の二において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第六条の二において「指定入所施設基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。

第五条第一項中「前条」を「第四条」に、「並びに第四号ハ」を「、第四号ハ」に改め、「及びニ」の下に「並びに第五号ロ」を加え、同条第二項中「並びに第四号イ(3)、ロ(2)及びホ」を「、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハ」に改める。

第二章第二節中第六条の次に次の一条を加える。

(設備に関する特例)

第六条の二 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第十条中「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

第十一条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に、「又は指定就労移行支援事業者」を「、指定就労移行支援事業者」に改め、「指定就労移行支援事業者をいう。」の下に「、指定就労継続支援B型事業者（同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）」を加える。

第十九条第三項第二号中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、同項第三号イ中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「第二十九条第六項」

を「第二十九条第五項」に改める。

第二十三条第二項中「、その有する能力」を削り、同条第八項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改める。

第二十五条第二項中「（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十七条第二項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、「、その有する能力を活用することにより」を削る。

第二十八条中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改める。

第二十九条の見出し中「支払」を「支払等」に改め、同条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、同条に次の三項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとはならない。

3 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設け、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

第三十条第二項中「前項」を「前二項」に、「第三十四条」を「第二十七条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

第三十一条第二項中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

第三十二条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三十三条中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加える。

第五十一条中「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であつて、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第六条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害

者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第六条第二項第二号トの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第六条第二項第八号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

(障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の廃止)

第二十五条 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）は、廃止する。

（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十六条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、児童デイサービスの事業」を削り、「就労継続支援B型をいう。以下同じ。」の事業」の下に「並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業」を、「行うこと」の下に「（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）」を加える。

第八十九条第一項中「指定児童デイサービス（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業

等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第九十六条に規定する指定児童デイサービス」を「指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービス」に、「次条において「多機能型児童デイサービス事業」を「以下「多機能型児童発達支援事業等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身

障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

第九十条第一項中「多機能型児童デイサービス事業」を「多機能型児童発達支援事業等」に、「指定障害福祉サービス基準」を「指定通所支援基準」に改め、「される職員」の下に「（指定通所支援基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）」を加える。

（障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十七条 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 就労継続支援B型 十人以上

第十一条第一項第二号イの(2)の(一)を次のように改める。

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) (i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を六で除した数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(ロ) (イ)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

第十一条第一項第六号イの(1)中「又は就労移行支援を受ける利用者」を「、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に

次の一号を加える。

六 就労継続支援B型を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(二) 職業指導員の数は、一以上とする。

(三) 生活支援員の数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハイ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第十一条第二項ただし書中「指定を受ける」を「事業を開始する」に改め、同条第三項中「若しくは就労移行支援」を「、就労移行支援若しくは就労継続支援B型」に改める。

第十二条第一項中「並びに第五号ハ」を「、第五号ハ」に改め、「及びニ」の下に「並びに第六号ロ」を加え、同条第二項中「並びに第五号イ(3)」を「、第五号イ(3)」に改め、「ロ(2)及びホ」の下に「並びに第六号イ(2)及びハ」を加える。

第十三条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改める。

第十八条第二項中「、その有する能力」を削る。

第二十条第二項中「(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十二条第二項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、「、その有する能力を活用することにより」を削る。

第二十四条の見出し中「支払」を「支払等」に改め、同条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移

行支援又は就労継続支援B型」に改め、同条に次の三項を加える。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に、「第三十四条」を「第二十七条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

第二十六条第二項中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

第二十七条に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第二十八条中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加える。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の廃止)

第二十八条 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚

生労働省令第七十八号)は、廃止する。

(障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令の一部改正)

第二十九条 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令(平成十八年厚生労働省令第七十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害児通所給付費等の請求に関する省令

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条 この省令において「障害児通所給付費等」とは、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)。

以下「法」という。)に規定する障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児相談支援給付費をいう。

2 この省令において「審査支払機関」とは、市町村(特別区を含み、法第二十一条の五の七第十四項及び法第二十四条の二十六第六項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第

百九十二号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託する場合にあつては、当該連合会とする。)又は都道府県(法第二十四条の三第十一項(法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。))の規定により支払に関する事務を連合会に委託する場合には、当該連合会とする。)をいう。

3 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。))、指定障害児入所施設等(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。))又は指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。))の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三条の見出し中「障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費」を「障害児通所給付費等」に改め、同条中「障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費」を「障害児通所給付費等」に改め、同条を第五条とする。

第二条の見出し中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（障害児相談支援給付費の請求）

第四条 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援給付費を請求しようとするときは、指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（障害児通所給付費の請求）

第二条 指定障害児通所支援事業者等は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力

装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

附則第二条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「障害児施設給付費等明細書」を「障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項に規定する指定知的障害児施設等は、第一項の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書又は障害児施設給付費等明細書」を「第二項に規定する指定障害児入所施設等は、同項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書又は障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの（次項において「磁気ディスク等」という。）」を「磁気ディスク等」に、「により、障害児施設給付費」を「により、障害児入所給付費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「障害児施設給付費等明細書」を「障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援）」を「指定通所支援又は指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 指定障害児相談支援事業者であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第四条の規定にかかわらず、障害児相談支援給付費請求書を市町村に提出することにより、障害児相談支援給付費を請求することができる。

5 第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等又は前項に規定する指定障害児相談支援事業者は、第一項又は前項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書又は障害児相談支援給付費請求書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの（以下「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。

附則第二条第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「第二条」を「第三条」に、「障害児施設給付費等請求書に障害児施設給付費等明細書」を「障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に

改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定障害児通所支援事業者等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第五項において同じ。）に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

附則第三条の見出し中「障害児施設給付費等請求書等」を「障害児通所給付費・入所給付費等請求書等」に改め、同条第一項中「前条第一項の障害児施設給付費等請求書」を「前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等請求書」に改め、同条第二項中「前条第一項の障害児施設給付費等明細書」を「前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第四項の障害児相談支援給付費請求書の様式は、様式第三のとおりとする。

様式第一及び様式第二を次のように改める。



障害児通所給付費・入所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

請求事業者	指定事業所番号	〒
	住 所 (所在地)	
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

平成		年		月分
----	--	---	--	----

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

区 分		件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別対策費 請求額	利用者 負担額	自治体 助成額
通 所 給 付 費								
入 所 給 付 費								
小 計								
特定入所障害児食費等給付費			/			/	/	
合 計								

様式第二の次に次の様式を加える。



(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第三十条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第三十一条 児童虐待の防止等に関する法律施行規則(平成二十年厚生労働省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に、「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第三十二条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項第一号中「障害者自立支援法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」に改め、同項第二号中「、児童デイサービス」を削り、同項第三号中「地域移行支援及び」を「地域生活への移行及び定着のための支援並びに」に改める。

第六百二十六条各号列記以外の部分及び第六百四十九条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十四条の見出し中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同条第一号中「耳が聞こえない」の下に「者」を加え、「若しくは口がきけない者」を「、口がきけない者等」に、「知的障害児」を「障害児」に改め、「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第二号中「知的障害児」を「障害児」に改め、同条第三号中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に、「知的障害児」を「障害児」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）

第五条の規定による改正前の児童福祉法第六十三条の三の二第一項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者を入所させ、その支援を行うこと。

第六百六十五条（見出しを含む。）中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十六条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十七条の見出し中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に、「調査課」を「地域支援課」に、「指導課」を「療育支援課」に改める。

第六百六十八条第二号中「児童」を「障害児及び第六百六十四条第三号に掲げる者（以下「障害児等」という。）」に改め、同条第三号中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百六十九条の見出し中「調査課」を「地域支援課」に改め、同条各号列記以外の部分中「調査課」を「地域支援課」に、「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同条第一号及び第二号中「児童」を「障害児等」に改め、同条第三号及び第四号中「知的障害児」を「障害児等」に改め

、同条第五号中「知的障害児保護指導職員養成所の行う業務」を「障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修（実習に限る。）」に改め、同条に次の一号を加える。

六 障害児等の地域支援に関すること。

第六百七十条の見出し中「指導課」を「療育支援課」に改め、同条中「指導課」を「療育支援課」に、「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に、「児童」を「障害児等」に改める。

第六百七十一条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に、「児童」を「障害児等」に改める。

第六百七十二条を次のように改める。

第六百七十二条 削除

第六百九十五条を次のように改める。

（学院の所掌事務）

第六百九十五条 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うこと。

二 障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修を行うこと（国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。）。

第七百二十二条第四項及び第五項中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の五第一項」に改める。

第八百一条中「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設に置く知的障害児保護指導職員養成所」を削る。

第二章 経過措置

（指定一般相談支援事業者に係るみなし指定の有効期間に関する経過措置）

第三十三条 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、整備法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの期間とする。

（指定障害児通所支援事業者に係るみなし指定の有効期間に関する経過措置）

第三十四条 整備法附則第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、整備法の施行の日から

平成二十五年三月三十一日までの期間とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（障害者自立支援法施行規則第七十一条の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二条の規定（児童福祉法施行規則第四十九条の八の改正規定に限る。）は、同年十月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十七条の障害者作業施設設置等助成金、同令第十八

条の二の障害者福祉施設設置等助成金、同令第二十条の障害者介助等助成金、同令第二十条の三の重度障害者等通勤対策助成金、同令第二十一条の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は同令第二十二條の二の障害者能力開発助成金（以下「障害者作業施設設置等助成金等」という。）の支給を受けようとする事業主の事業所において、この省令の施行の日前に、整備法第六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者に係る障害者作業施設設置等助成金等の支給については、なお従前の例による。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に第十九条の規定による改正前の厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（以下この条において「旧特区分省令」という。）第四条第一項の規定により基準該当児童デイサービス事業所（第二十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）とみなされていた指定

小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）については、当分の間、旧特区省令第四条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧特区省令第四条第一項中「又は児童デイサービス（同条第八項に規定する児童デイサービス）」とあるのは、「児童発達支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）又は放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービス）」と、「自立訓練又は児童デイサービス」とあるのは「自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービス」と、「同法」とあるのは「障害者自立支援法」と、「基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）」とあるのは「児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。）」を行う事業所」と、「並びに第五章第五節（第百十一条（第五十八条及び第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）」を除く」とあるのは「を除く」と、「せず、指定障害福祉サービス基準第百十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管

理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする」とあるのは「しない」と、「若しくは児童デイサービス」とあるのは「児童発達支援若しくは放課後等デイサービス」と、「知的障害児施設」とあるのは「障害児入所施設」とする。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第十三条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、この省令の施行の際現に第二十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五章第五節に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たしている事業所については、当該基準を満たしていることをもって、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第二章に規定する児童発達支援に係る基準及び同令第四章に規定する放課後等デイサービスに係

る基準を満たしているものとみなすことができる。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第三号中「第二十五条の三、第二十五条の五、第二十五条の六」を「第十八条の四、第十八条の四十五、第十八条の四十六、第十八条の四十七第二項、第二十五条の三、第二十五条の二十四の二、第二十五条の二十四の四、第二十五条の二十四の五」に改め、同条第五号中「、第二十九条、第三十条」を削り、「、第六十五条の三、第六十五条の五及び第六十五条の六」を「及び第六十五条の三」に改める。